

仙南スイーツ周遊企画業務仕様書

1 委託業務の名称

仙南スイーツ周遊企画業務

2 目的

本業務は、仙南地域は菓子店が多く存在する地域であることから、消費者に仙南地域で愛されている「まちのお菓子屋さん」を広く周知し、菓子を観光コンテンツ（観光の目玉）とした仙南地域への集客と周遊促進を図ることを目的としている。

具体的には、菓子を好む層をターゲットとし、仙南地域2市7町の菓子店及びカフェを掲載した汎用性があり、通年使用できる折り畳みマップを作成し、仙南地域の菓子店の多さを印象付けるとともに、マップの認知度向上、仙南スイーツの浸透を図るため、各店を巡る周遊企画を実施する。さらには、丸森町や角田市などに伝わる「猫神」にちなみ、イメージキャラクターとして猫を企画全体で使用し、スイーツとの相乗効果による発信力の強化を図る。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和4年3月15日（火）まで

4 委託業務内容

内容については、企画提案書を基本とするが、発注者との打合せの中で、企画書の内容に修正・調整等を加えて実施する場合がある。

(1) せんなんスイーツマップの作成

仙南地域の菓子店（35店舗程度）及びカフェ（15～20店舗程度）、計60店舗程度を紹介する折り畳みマップを作成する。マップは周遊企画の内容を含まないものとし、汎用性があり、通年使用できるものとする。

イ サイズ、用紙、部数等

マップは、仕上がり時A6サイズで、展開時A3両面フルカラーの折り畳みマップとする。用紙については、特に定めない。作成部数は1,000部を予定しているが、協議により変更できるものとする。また、WEB公開用のPDFを作成すること。納品は、10月中とし、発注者へ納めるものとする。

ロ マップ構成

仙南地域の周遊マップ及び菓子紹介マップとして、効果的なデザイン及びレイアウトについて提案すること。提案については、下記を満たすものとする。

- ・折り畳んだ際に表紙になる面を作成すること。
- ・イメージキャラクターを猫とし、猫とスイーツを活用したデザインとすること。
- ・汎用性があり、通年使用できるもの。

(イ) 地図

地図は、受注者が作成すること。仙南地域2市7町の地図に、各店舗の位置を分かりやすく表示する。紹介店舗数が多いため、地図は、両面に配置しても構わない。

(ロ) 各店舗紹介

各店舗の情報（店名、おすすめ商品写真、住所、問い合わせ先、営業時間、定休日など）を掲載する。紹介店舗数が多いため、各店舗紹介は両面に配置しても構わない。

(ハ) その他

写真及び店舗情報は、発注者が収集し、受注者に提供する。

(2) 仙南（せんにゃん）スイーツ&カフェ周遊ラリーの開催

仙南地域2市7町の菓子店及びカフェを周遊するデジタルスタンプラリー等を開催する。ラリー参加店舗は、マップ掲載店舗のうち予算の範囲内で可能な数とするが、40店舗以上とする。

本ラリーのデザイン等においては、マップ同様、イメージキャラクターを猫とし、猫とスイーツを活用すること。

イ 企画

ラリー参加店舗にて、参加者が所有するモバイル端末を用いてスタンプを獲得でき、スタンプ獲得数に応じて賞品の抽選に応募できるといった、周遊のモチベーションを高めるような企画を提案すること。

参加者のモバイル端末のスタンプラリー画面において、マップを見ることができると望ましい。また、継続的なラリーへの参加を促すため、期間中数回程度 PUSH 通知等でお知らせや新情報を発信できると望ましい（例：12月にクリスマスの商品情報を発信するなど）。

ロ 期間

10月中に開始し、3ヶ月間実施。

ハ 抽選及び賞品

抽選は、抽選システム等を用い、受注者が行うこと。また、応募者情報及び当選者情報を発注者と共有すること。賞品の準備及び送付は発注者が行う。

ニ 広報

ラリーへの誘客を図る広報を実施すること。

ホ 独自提案

ラリーの参加促進に効果的と思われる提案を期待する。

5 包括的事項

本業務において製作したマップやその他制作物のデザインデータ等については、二次的利用が可能な高画質データ（Adobeイラストレーターやフォトショップ形式等）及び一般的に閲覧可能なコンパクトなデータ（JPEGやPDF形式等）の両方で発注者が指定する電子媒体に保存し、宮城県大河原地方振興事務所地方振興部に2枚を納品すること。

6 成果の確認

(1) 事業成果は、各種制作物の納品時及び業務完了報告書により確認する。

(2) 業務完了報告書

イ 提出期限 令和4年3月16日（水）

ロ 提出部数 1部

ハ 提出場所 宮城県大河原地方振興事務所地方振興部

ニ 添付資料 業務実施結果をまとめた「業務実施結果報告書」を添付すること。様式は任意。

7 注意事項

(1) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協議により決定するものとする。

(2) 本仕様書は、業務の概要を示すものであり、業務内容の詳細については、企画提案書

に基づくほか、受注者と発注者との協議により決定する。

- (3) 原則として、本業務委託における業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ当該委託作業を完全に履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、情報、再委託先、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を発注者へ提出し、承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 著作権等について
この業務において制作した各種素材画像等の著作権は発注者に帰属するものとし、発注者は、当該各種素材画像等を、自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。また、本業務において制作した各種素材画像等について、発注者に対し受注者は著作者人格を行使しないものとする。
受注者は、この業務において作成した各種素材画像等について、いかなる部分も第三者の著作権やその他の知的財産権に基づく権利を侵害していないことを発注者に補償し、第三者から成果品に関して知的財産権侵害を主張された場合の一切の責任は受注者が負うものとする。
- (5) 業務の遂行に当たっては、個人情報保護に係る法令等に準拠した対応を行うとともに、各関係者のプライバシーの保護に十分配慮しながら、業務上知り得た個人情報を紛失し又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとする。
- (6) 当該業務の実施に当たり、報告書のコンパクト化や再生紙（古紙配合率70%以上）の活用など、「宮城県環境基本条例」（平成7年宮城県条例第16号）及び「宮城県環境保全率先実行計画（第5期）」（平成28年3月策定）に基づく環境配慮の趣旨を理解の上、業務に取り組むこと。

8 その他

- (1) 受注者は、この業務に係る会計帳簿及び証拠書類等を整備し、委託業務終了年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。
- (2) 発注者は、受注者がこの仕様書に定める内容に反した場合には、委託金額の一部又は全部を返還させることができるものとする。